

廃掃法違反による行政処分、刑事処分の最新動向（2026年1月統計 と資源循環）

2026年1月19日

弁護士 猿倉健司

＜目次＞

1. 廃掃法違反による行政処分、刑事手続
2. 近時の動向
 - (1) 産業廃棄物の不法投棄等の状況
 - (2) 行政処分等の状況
 - (3) 刑事手続の状況
3. 不法投棄等発覚時の対応

1. 廃掃法違反による行政処分、刑事手続

廃棄物処理事業を行う企業のみならず、製品の製造過程で廃棄物が生じるメーカーや、使用済み製品の回収といった資源循環（サーキュラーエコノミー）に取り組む企業、その他多くの産業廃棄物・事業系一般廃棄物を排出する一般企業は、事業を運営する上で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法・廃棄物処理法）の規制を受けます。

廃掃法では、様々な行政処分が定められており、それぞれ罰則が定められています。筆者は、これまで数多くの行政対応を行ってきましたが、行政処分の傾向を押さえておくことは実務上非常に重要です。本稿では、廃掃法違反による行政処分、刑事手続の最新動向（2026年1月時点）を紹介します。

なお、過去の行政処分の内容は、各自治体のウェブサイトでも公表されています（注1）。

（注1）東京都ウェブサイト「[廃棄物処理法に基づく行政処分情報](#)」（更新日：2025年10月28日）、大阪府ウェブサイト「[産業廃棄物処理業取消等処分情報](#)」（更新日：2025年11月25日）等

2. 近時の動向

(1) 産業廃棄物の不法投棄等の状況

不法投棄の新規判明件数は、平成10年に1,197件でピークを迎えたあと減少していますが、令和6年度に新たに判明した不法投棄事案は106件となっています。いまだに100件を超える水準を維持しており、悪質な不法投棄が未だ跡を絶ちません。

1-1-1. 不法投棄件数及び投棄量(新規判明事案)

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
投棄件数	1,197	1,049	1,027	1,150	934	894	673	558	554
投棄量(万t)	42.4	43.3	40.3	24.2	31.8	74.5	41.1	17.2	13.1
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
投棄件数	382	308	279	216	192	187	159	165	143
投棄量(万t)	10.2	20.3	5.7	6.2	5.3	4.4	2.9	2.9	16.6
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
投棄件数	131	163	155	151	139	107	134	100	106
投棄量(万t)	2.7	3.6	15.7	7.6	5.1	2.2	4.9	4.2	1.4

出典：環境省 環境再生・資源循環局「[産業廃棄物の不法投棄等の状況（令和6年度）調査結果](#)」
(令和7年12月)

不適正処理の新規判明件数についても、令和6年度は113件（総量6.0万トン）となっており、いまだに100件を超える水準を維持しています。

(2) 行政処分等の状況

令和4年度における廃掃法に基づく行政処分等の状況は、以下のとおりです。依然として、報告徴収は5000件超、立入検査は約19万件といった高い水準を維持しています。

表3-1 行政処分等の件数(令和4年度)

処分等の内容		件数	
立入検査等	法第18条の報告徴収	5,065	(5,364)
	法第19条の立入検査	191,063	(189,857)
管理票に関する 行政指導	法第12条の6の勧告	16	(8)
	法第12条の6に係る指導	218	(152)
行政処分	(産業廃棄物処理業)	230	(241)
	法第14条の3の2の処分	許可の取消し	202 (206)
	法第14条の3の処分	全部停止	28 (35)
		一部停止	0 (0)
	(特別管理産業廃棄物処理業)	8	(8)
	法第14条の6の処分	許可の取消し	5 (6)
		全部停止	3 (2)
		一部停止	0 (0)
	(産業廃棄物処理施設)	29	(28)
		法第15条の3の処分	許可の取消し 12 (12)
		法第15条の2の7の処分	改善命令 8 (8)
			停止命令 9 (8)
事業者等	法第19条の3による処分	改善命令	6 (12)
	法第19条の5による処分	措置命令	8 (21)
	法第19条の6による処分	措置命令	4 (0)

注) ()内は、前年度の調査結果である。

出典：環境省ウェブサイト「[産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の許可等に関する状況（令和4年度実績等）について](#)」(2025年3月27日)

(3) 刑事手続の状況

廃掃法違反は、平成19年(8,879人)をピークとして、平成27年以降は大きな変化なく推移しており、令和5年は6,384人となっています（「[令和6年版 犯罪白書](#)」第1編/第2章/第2節）。

また、廃掃法違反で検挙された事件の内訳は、令和5年と令和6年のいずれも、不法投棄が約50%となっています（下記表の「その他」には、委託違反等を計上しています。）。

統計 2-32 廃棄物処理法違反の態様別検挙状況（令和 6 年）

態様別	総数	不法投棄	焼却禁止	その他
事件数（事件）	4,719	2,426	2,265	28
構成比（%）		51.4	48	0.6

出典：令和 7 年警察白書「2-32 廃棄物処理法違反の態様別検挙状況（令和 6 年）」

統計 2-32 廃棄物処理法違反の態様別検挙状況（令和 5 年）

態様別	総数	不法投棄	焼却禁止	その他
事件数（事件）	5,054	2,633	2,366	55
構成比（%）		52.1	46.8	1.1

出典：令和 6 年警察白書「2-32 廃棄物処理法違反の態様別検挙状況（令和 5 年）」

不法投棄者の内訳は、排出源事業者が約 80%、無許可業者が約 15% となっており、許可業者による不法投棄はほとんど見られません。

統計 2-31 産業廃棄物不法投棄事犯の投棄者別、動機別内訳（令和 6 年）

投棄者	排出源事業者	許可業者	許可業者	無許可業者	総数
	収集運搬	処分			
件数	169	2	0	43	214

出典：令和 7 年警察白書「2-31 産業廃棄物不法投棄事犯の投棄者別、動機別内訳（令和 6 年）」

3. 不法投棄等発覚時の対応

不法投棄などの廃棄物処理法違反や汚染の拡散を認識した場合には、監督当局等との信頼関係を維持し今後円滑な調査を進めるため、また、不正行為を隠蔽していたという印象を持たれないために、速やかに、自治体等の行政等へ一報を入れたうえで、協議調整を進めながら、適切に社内調査を実施し再発防止策を策定し実行することが重要です。

他方で、不法投棄等が判明した段階、対策を実施する前の段階、対策を実施している段階、対策を完了した段階などのそれぞれのタイミングで、周辺住民等に対して、汚染や健康リスク、対策内容等について十分に説明を行うことも必要となります。

以上の詳細は、下記弊著も参照してください。

- 猿倉健司「廃棄物リサイクル・資源循環の法規制とリスク管理」（金融財政事情研究会、2025 年 11 月）第 5 章
- 猿倉健司「ケーススタディで学ぶ 環境規制と法的リスクへの対応」（第一法規、2024 年 11 月）VI
- 猿倉健司「不動産取引・M&A をめぐる 環境汚染・廃棄物リスクと法務」（清文社、2021 年 7 月）第 5 章第 2 節 2、第 6 章

数多くの行政対応を行ってきた筆者の経験上、行政への報告のタイミング、協議の進め方によって、事業者が重い処分を受けるかどうかの結果に大きな影響を及ぼします。そのため、事故が発生した時や法規制の違反等が発覚した場合に、行政対応を含めた経験・実績のある専門家のサポートのもと、速やかにかつ慎重に行政への報告や自主的な対応の検討・実施等を進めが必要となります。

以上

ニュースレターの配信登録は[こちら](#)です。
バックナンバーは[こちら](#)でご覧いただけます。

牛島総合法律事務所
<https://www.ushijima-law.gr.jp/>